平成29年 第2回(定例) 吉 賀 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成29年6月13日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成29年6月13日 午前8時59分開議

日程第1 一般質問 7. 中田 元 議員

8. 庭田 英明 議員

9. 桑原 三平 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 7. 中田 元 議員

8. 庭田 英明 議員

9. 桑原 三平 議員

出席議員(11名)

1番 桑原 三平君 2番 大多和安一君

3番 三浦 浩明君 4番 桜下 善博君

5番 中田 元君 7番 河村 隆行君

8番 藤升 正夫君 9番 河村由美子君

10番 庭田 英明君 11番 潮 久信君

12番 安永 友行君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 中谷 勝君 副町長 … 日君

教育長	青木	一富君	教育次長	光長	勉君		
総務課長	赤松	寿志君	企画課長	深川	仁志君		
税務住民課長	齋藤	明久君	保健福祉課長	永田	英樹君		
産業課長	山本	秀夫君	建設水道課長	早川	貢一君		
柿木地域振興室長	大庭	克彦君	出納室長	中林知	中林知代枝君		

午前8時59分開議

○議長(安永 友行君) それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元の配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

〇議長(安永 友行君) 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。 7番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。 5番、中田議員。

○議員(5番 中田 元君) おはようございます。2問、通告しておりますので、まず1問目の米の生産調整についてということで、お伺いをいたします。

1970年(昭和45年)に減反政策が導入され、いろいろな変遷を繰り返しながら、47年間継続されてきました。この減反政策の2018年、来年から廃止されることが決定しております。この政策変更がどのように影響するかわかりませんが、当町は、農業が基幹産業であり、何といっても稲作が一番であります。大変喜ばしい政策とは思います。しかし無制限に作付するということは、米価の値崩れを懸念する声が全国的に広がっていると聞きます。

そういった中、全国農業協同組合中央会の調査では、現在、全国40の道府県で、農業再生協議会が、従来、国が示していた生産数量目標にかわって目安を設定する方針であります。この農業再生協議会は、都道府県と市町村の2段階にあり、それぞれの自治体や農業団体等で構成されております。40道県の協議会の多くが、市町村レベルの割り当て数量も示す方針であります。

さらに、それを細分化して、農家に周知する仕組みづくりをするのは16の協議会、18の協議会は検討中とのことであります。目安をつくっても実効性があるかどうかはわかりませんが、 島根県の状況、吉賀町の今後の方針は、どのようにするのかをお聞きいたします。

この各県の状況というのは、この中央会のほうも発表しておりませんので、新聞発表等はされておりませんでした。団体や個人で、そば、大豆、飼料米、有機栽培などをされている方がおられますが、それらへの補助金は、どのようになるのかもお聞きいたします。もし廃止ということ

であれば、町として助成をされるお考えはありませんか。

この2月に、議員有志6人で、議員・JA西いわみ地区本部連絡協議会という任意の会を立ち上げました。構成メンバーは、JAの地区本部長、本部の営農部長さん、それからJA柿木支所長、JA六日市支所長、購買課長、それから議員の6名で構成しております。内容は、今後の吉賀町の農業やJAのことなどを話し合おうというものであります。

初回の会合では、JAから、米の出荷状況や16年度産から米の概算金払いの買い取り制度に切りかえ、今後も農家に有利になる販路の拡大を行い、高値での買い取りができるように努力し、地域を守るためにどのようにするかなどを考えていきたいと、西いわみ地区本部長が話されておられました。

今後、吉賀町は、特産品づくりや吉賀米の有利販売、増産にはどのようにするかなど課題は幾らでもあるなど全員で話し合いました。今後も定期的に会議を持ち、町産業課も参加してもらえるように働きかけて、行政、JA、議会が協力して農業のことについて話し合える会にしたらと考えております。

以上で、質問を終わりますが、町として国の政策変更後、どのようにするのかをお聞きいたします。

- 〇議長(安永 友行君) 中谷町長。
- **〇町長(中谷 勝君)** おはようございます。それでは、中田議員の御質問にお答えしたいというふうに思っております。

議員おっしゃいますように、約半世紀近く続けられました米の政策でございますけれど、平成30年以降の米政策の見直しにつきましては、国によります米の生産数量目標の配分をなくして、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者及び集積業者等の団体が中心となって需要に応じた生産を実施していくということで、価額の下落を防ごうというものでございます。島根県におきましても、昨年度から、農業者も交えた協議を重ねてまいったところでございます。

4月11日に、県農業関係団体及び流通業者等で構成されます米政策改革推進調整会議において、大枠の方針が決定されました。6月4日の山陰中央新報に、県広報「考える県政」の広告をごらんになった方もおられると思いますけれど、島根県農業再生協議会が、国にかわって米の生産数量目安を示すということになっております。

この県再生協は、国からの米に関する需要量及び在庫量などの情報や、各市町村の農業再生協議会が実施した農家の作付意向調査などのデータを参考にして、各市町村への生産数量目標を決定していくものでございます。

これを受けまして、吉賀町農業再生協議会は、その配分された数量をもとに各農家への個別の生産数量目標を提示するという、従来とほぼ同様の手法となっているところでございます。つく

った米を売るということは、これまでの考え方を売り先を確保した米を生産するという考え方に 変えて、事前契約に基づき、売り先を確保した米をふやすことが米生産による収入の確保につな がるという方針で進められております。

また、国の直接支払い交付金、これにつきましては、1反10アール当たり7,500円以外の経営安定対策事業の交付金については、今後も継続されるという見込みでございますけれど、国の財政制度審議会の指摘もあるように、今後、交付金の助成水準が下がることは、大いに考えられるところでございます。

なお、今後の中山間地域農業を維持するための支援は必要ではあるというように思っておりますが、現時点、町単独での助成といったものは、具体的に検討してございません。議員がおっしゃいますように、いろんなことを考えなきゃならないかと思いますけれども、米価がどの程度下落するのかということもわかりませんし、転作作目、そういったものがどのように町内で、数量的に、面積的に米にかわってつくっていただけるのか、またその価額等が不明な現段階におきましては、町としては具体的にこのようなことをというような考え方は、今のところ持っておりません。状況を把握しながら、見ながら検討し、議員の皆様方にも御相談を申し上げながら対処していく考え方でございます。

- 〇議長(安永 友行君) 5番、中田議員。
- ○議員(5番 中田 元君) まだ時期的にも早いので、なかなか現実的には決まらない部分がたくさんあろうかと思いますが、今の御答弁の中で7,500円の支給というのはあるとお聞きしましたが、大豆とかそばにつきましては、国のほうは出んということですか。決まっていないという。
- **〇議長(安永 友行君)** 中谷町長。
- **〇町長(中谷 勝君)** 今後も従来どおりということでございますので、価額については、まだきちんとしたものは状況を把握しておりませんけれど、従来どおりということでは、同じような金額が補填されるものであろうというふうに考えております。
- 〇議長(安永 友行君) 5番、中田議員。
- ○議員(5番 中田 元君) それから、今、我々が、有志の会ではありますけれども、任意団体でJAと議員という話でございますが、これにできれば産業課の方も入っていただきまして、そのような議論の場に入っていただけたらいいと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。
- 〇議長(安永 友行君) 中谷町長。
- **〇町長(中谷 勝君)** 職員としていろんな意見を聞いて、いろんな見識を深めることは大事だ と思いますけれど、任意の団体に全てに顔を出すというのも、やはりマンパワーの関係がござい

ますので、そういった任意団体につきましても、どのようなものなのかということもしっかり、 今、お聞きするのが初めてでございますので、そういったものを把握しながら、担当課のほうで 判断していただけると、私どもとすれば、あれに行けこれに行けという指示をするんでなしに、 自主的に判断をしてもらって、参加なり不参加なりを決めていただければいいのじゃなかろうか というように考えております。

- 〇議長(安永 友行君) 5番、中田議員。
- ○議員(5番 中田 元君) できるだけ我々も行政のほうの情報も承知していきたいし、また 提案もしていきたいと思いますので、ぜひとも出席していただけたら、団体のほうも、会議のほ うもスムーズにいくかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番目でございますが、不燃ごみの収集についてということで、もう1問を出して おりますので、よろしく。

近年は、買い物をすると、ほとんどの商品がビニール袋やラップ、トレーなどに入っており、 毎日のようにごみがたまります。容器プラの回収は、毎月第1・第3月曜日となっておりますが、 毎週収集することにはなりませんか。

町民の方の話を聞きますと、週に1つから2袋はすぐたまると。そうすると、置き場がないということでございます。また屋外に出しておくと、カラス等に破られてさんざんな目に遭うので、玄関等の中に置くようになるということでございます。

また、何らかの都合で収集日に間に合わなかった場合とか、連休の場合などには大変な量になって本当に置き場に困る。我々みたいに農家の方は、納屋とかいろんなところがあるわけですが、市街地とか最近の住居につきましては、なかなか置き場もないというようなことから、大変苦労をされているというようなことをお聞きします。何とか毎週収集をしていただきたいというような声もあちらこちらから声を聞きます。

今のカレンダーが出ておりますけど、第1と第3の月曜日に、今のこのプラスチックを収集、 それで、もしできれば、私の考えなんですが、木曜日の2と4というような形にも収集できれば、 皆さん方が大変喜ばれるのではなかろうかと思いますが、御返答をお願いしたいと思います。

- 〇議長(安永 友行君) 中谷町長。
- **〇町長(中谷 勝君)** 行政は、町民のための事業を行うということでございますので、議員がおっしゃいますように、言われるように回数をふやすのが理想ではあろうかというように考えておりますけれど、ああして今年度はまだやっておりませんけれど、昨年から全職員を、私も含めて不燃物の処理場の作業に研修に行っております。

私も昨年に行った状況から考えますと、やはり両町村、今、一部事務組合という形で津和野町 と一緒にやっておりますので、やはり現場の状況を重視していかないと、集めても処理ができな いという状況ができるんではなかろうかというように思っております。

現在につきましては、各地区とも、月に2回、ほかに商品プラスチックを1回、瓶・缶、有害 ごみ、粗大ごみを合わせて、1回ずつ回収しているところでございます。

先ほど申し上げましたように、二つの町で、あそこで中間処理を行って、それをまた最終処理 業者のほうへ持っていくということでございます。吉賀町におきましても、3パターンの日程で 割り振り、それに津和野町も入ってくるというようなことで、最終的には不燃物の破砕などの作 業を行いますわけでございますけれど、現在の規模では、月に4回にする余裕がないのも実態で あるということでございます。

機械をまた、それよりはもっと大きなものにということもありますけれど、金額的には大きな 機械でもありますし、また、あそこのいわゆる処理能力が、流れ作業で出てくるごみを手選別を するわけです。そうしますと、どうしてもきちんとした、皆さんがほとんどされておりますけれ ど、中には金属が入っていたりということがありますので、私も行ってやるうちに大変危険な作 業な部分もありました。

そういったことで、やっぱり現場対応はなかなかできない、住民の皆様の利便を向上させるためには、言われるような回数、言われるような場所に回収していくのが一番理想ではあろうかと思いますけれど、先ほど申し上げましたように、月に4回にするというような余裕もないということでございますし、ベルトコンベアは、長くすればそれなりにまた人も要りますけど、長くすればそれなりの施設の改修、莫大な膨大な経費がかかるという状況でございますので、やはり出される方々が分別をしっかりしていただいて、量の排出を少しでも減らしていただきながらということを私どもとすればお願いするしかない、現状ではなかなか議員のおっしゃるようなことには、現実ならないのが現状でございますので、御理解をいただけたらというふうに思っております。

- 〇議長(安永 友行君) 5番、中田議員。
- ○議員(5番 中田 元君) 今、町長の答弁にありましたように、多分そういう返答が来るというのは大体予想はついちょったわけですが、今の職員さんが研修会に行ったということで大変いいことだと思います。私も地元にありますので、のぞいてみたこともありますが、大変分別作業というのは、大変汚いものをいらうので大変だと感じております。

Г											<u> </u>
											_

私も不燃物のほうの議員もしておりますので、また会議等でもお話をしたいと思いますが、ぜ ひ町長さんからもその辺のことを手間もかけないようにする、それから今、私が言いますように、 そのような手間をかけない、あるいは、この2回というのを4回にするような努力をぜひしてい ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(安永 友行君) 中谷町長。
- ○町長(中谷 勝君) いろんなところで、いろいろなものが出されるわけで、非常に名前を書いてとかいうこともなかったりということは、どの地域にも少なからずあるわけでございますので、これは、どの地域ということではなしに、全町的にああやって担当課が無線等で啓発しておりますけれど、やはり町の広報なりパンフレットなり、そういった形で住民の皆さん全ての方に、そういったごみの出し方、そういったものを啓発していく必要があるということで、どの地域に限ってということでなしに、やはり町全体でそういった皆様が、そういった意識で出していただくといったことが大事ではなかろうかというように考えております。
- 〇議長(安永 友行君) 5番、中田議員。

以上で終わります。

- 〇議長(安永 友行君) 以上で、7番目の通告者、5番、中田議員の質問は終わりました。
- ○議長(安永 友行君) 引き続き、8番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) おはようございます。3点、通告しておりますので、このたびは、時間配分をきちっとして3点とも質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず第一に、農業振興についてであります。

先ほど、同僚議員から、この減反政策が終った後の対応というのはお聞きしましたので、それは省かせていただきたいと思いますけど、いずれにいたしましても、先ほど、町長は、先が見通せないのでいろんな施策が打てないという答弁でしたけど、来年から、この米の直接支払いが10アール7,500円出ていたものが打ち切られることは確実であります。

そこで、米価の下落はないかわかりませんけど、例えば、反収7俵とれるところがあるとしま

すと、約1袋が500円少しの下落になるという、実際米価の下落ではありませんけど、農家の 収入としてはそうなる計算になります。

当町の農業経営者は、60歳以上がほとんどでありまして、その中で水田が853へクはあるわけですけど、2年以上、耕作されていない耕地が104へクあります。その中でまた、もうこれは耕作できないという田畑が半分以上あるわけであります。

農家戸数も、22年に952戸あった戸数が、27年に835に減少しています。減反が始まった当時は、けしからんということで減反反対の声が高かったわけですけど、40数年たって現在米価も下がりまして、今度はその補助金が打ち切られるという危機感があるわけであります。

いずれにいたしましても、当町は、その経済の構成から見ましても、二次産業、三次産業の比率が高いわけですけど、それを支えたのは、一次産業に従事する小さな農家だったと思っております。その農家が減るということは、町の活力が減ってくるということでありますので、自給農家にしろ、何にしろ、とにかく農地を守る人をふやすわけにはいかないかもわかりませんけど、絶やさないようにしていく、そういう施策が今、求められているんだと思っております。

そこで、ここに、その中で3つほど質問をしているわけですけど、まず第1には、当町は米の食味はいいということで、結構個人的に販売される方が多くて、農協の集荷率も悪いわけですけど、それはそれで農家の方が有利販売されるのでありましたら、土地を守る、農地を守るという観点からも結構なことだと思いますけど、町として、この米のブランド化、農産物のブランド化を打ち上げていきますけど、そもそもこのどういうコンセプトで、このブランド化を図るのかということをお聞きしたいと思います。

吉賀町米で、吉賀町というネーミングが、日本全国にどれだけこの広がっているかということでありますけど、六日市町、柿木村というよりは、まだ吉賀町という名前は浸透をしておりません。これは、統計から見ても確実に言えることだと思います。

ブランディングするときに、それじゃ何をもってそのブランディングをするのかということでありますけど、そもそもブランドというのは、味がいいとか何とかということもありますけど、イメージなわけですね。だからこれは結局米とか野菜だけのことじゃなくて、まちづくりにもつながる無形の資産なわけであります。

そこを切り離して、米とか野菜とかだけのことじゃなくて、まちづくりと、吉賀町と言ったらこういう町なんだという、まちづくりとあわせたそのブランドづくりでないと、それはブランドと言えないわけでありますので、どういう米なり農産物なりのブランド化を、お茶も含めてですけど、その打ち出していますけど、どういう方法でこれを広めていくのか、確立していくのかということをまずお聞きしたいと思います。

〇議長(安永 友行君) 中谷町長。

〇町長(中谷 勝君) 庭田議員の農業振興についてということでございます。

米政策につきましては、今の前の議員の質問で申し上げたように、平成30年以降も需要に応じた米生産の仕組み、ほぼ従来どおりの手法で行われる予定でございますので、吉賀町農業再生協議会より、各農家への皆様に目安をお示しすることとなるわけでございます。

また、米のブランド化について具体的な政策案をということでございます。先ほどの質問に、 米に対して全く無策であるというんでなしに、補助程度、補完はどうするのかという御質問でご ざいましたので、町としては、まだ考えがないと言ったわけでございますので、その点、議員、 履き違えないようにしっかり認識をしていただきたいというふうに思います。

米のブランドにつきましては、やはり地域でのブランド、富山県ですかね、「コウノトリ米」とかいう形でやっております。青森県では「青天の霹靂」が今、県を挙げてやるブランド化、また地域でやられる、また町でやられる、いろいろあるかと思いますけれど、今、吉賀町におきましては、「よしか米」といったことでやっていきたいということで、現在進めておりますのが、モデル圃場での試験栽培等を行って、ことしも土壌の状態と米の食味、品質の関係の調査を進めているところでございます。

今後は、試験栽培の調査研究に基づきまして、栽培体系を整備し、町内の生産者へ普及してい こうという考え方でございます。

販路面につきましても、昨年度から首都圏での試験販売、そういったことで東京都内の若手の お米屋さん、お米マイスターで構成されます東京都ごはん区のメンバーの店舗で販売実施をして おります。

今年度以降におきましては、そうした協力していただける生産者をふやしながら、生産量を確保していこうということで、名前を売るんであれば、やはり大都市圏から売るのがいいであろうということで、まずはそうした「よしか米」といった形のものを進めるために、大都市圏東京都で、今の東京都ごはん区というメンバーの店舗の皆さんのところへ置かせていただいて、名前を挙げながら販路を拡大していこうというように考えているところでございます。

やはりああして産業課あたりが、販売、いわゆる「よしか米」としてということで、一定の食味を検査、食味計を入れているわけですけれど、どうしても思ったところまで食味が出ないという現実もあるわけでございますので、そういった食味を出すためには、どうした、いわゆる肥料計算なりが必要なのかというようなことも出てくるんではなかろうかと思いますし、味だけでなしに、この米につきましては、炊き方、水、またそれによって多少味も変わってくるわけでございますので、そういった食べ方、そういったものもお示ししながらやっていく必要があるんではなかろうかというふうに思っております。

町全体の米のブランドの仕組みづくりにいたしましては、既存の生産組織と連携するというこ

とで、今、呼びかけをしているところでございます。そして販売促進やPR活動を行っていこうということで、このブランド化の組織、そういったものを今立ち上げるということで呼びかけているところでございます。その中で一定の基準に達した吉賀町産米にそのブランド認証といったようなものを付与しながら、一つの一定的な何といいますか、ランクといったものをつくりながらやっていこうというようなことを、担当部局では検討しているところでございます。

後は、大体そのぐらいでよろしいですね。はい。

- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 米のブランド化が言われて、もう2年目か3年目だと思います けど、まだ道半ばということだと思います。

そこで、今の御答弁を聞いとって、なかなかブランド米として確立できるのかどうかという疑問はあるわけですけど、いずれにしても農家所得を上げる、そして町のイメージを上げるということに関して、ぜひこの米・野菜、農産物のブランド化ということは取り組んでいくべきだと考えております。

そこで、先ほど、食味のことが出ましたけど、町内で一定の基準を設けるということでしたけど、その食味に限って言いますと、結構町内でも、その食味が出るところと出ない地域があると思います。その食味の出ない地域のお米は、ブランド化できないわけですので、基準に外れるわけですので、そこで2番目の、町長が以前から水田の跡地利用とか野菜の生産等々いろいろ言われましたけど、それは行政主導で農業ができるかというと、そうでもないと思うんですけど、やはり今、加工も含めて農産物のブランド化を進めるということになれば、この辺もきちっとした町が旗を振って、こういう農業をしようじゃないかという指針を示すべきだと思います。

2番目の具体的なビジョンを示してほしいという質問なんですけど、米――米作の減反政策後とは限りませんけど、この水田を活用した野菜の生産ということに対して、どのようなお考えをお持ちかというのをお聞きしておきたいと思います。

- 〇議長(安永 友行君) 中谷町長。
- ○町長(中谷 勝君) 以前、米にとらわれておれば、なかなかという発言をいたしましたところ、結局、一生懸命米に取り組んでいるので、そういった発言は不適切ではないかというようなことも言われましたけれど、やはり単価を上げようと思えば、同一品種をそれなりのロットでつくって出さないと、なかなか生産者にとりましても、施設整備なんかなかなかできないというように思っております。

できれば、今、言うように、水田で米をつくって、そのほうが、何といいますか、楽といった ら悪いわけですけれど、今まで何百年といって米づくりをしてきた、いわゆる経験があるわけで ございますので、そしてまたきちんとして整備した圃場を水田として使う必要があるというふう に思いますので、やはりその米を町内消費を向けていくということが大事ではなかろうかという ふうに思っております。

ああしてアイガモ米や有機米について学校給食に使っておりますけれど、そこまできちんとした慣行栽培でも、町内のいろんな施設の例えば老健施設なり病院なり、そういったところの食事というのは、町内で買われる場合もありますけれども、町外の米が入ったりして、あの慣行栽培のもので十分できておりますので、そういったところをやはり消費していただくようなことを今後考えていく必要があるんではなかろうかと思いますし、また高齢化なりしてくると、先般も農家の方が、米もだけど、やはり野菜をつくるほうがおもしろいから、米をやめて全部野菜にしようかと思うというようなことを言って、つくったものは、今の「やくろ」へ持っていっとるんだという話をされておりましたけれど、やはりそうしますと、それじゃ町を挙げてこの作目をということをやれば一番いいんでしょうけれど、それ農家それぞれの考え方がございます。

合併前は、旧六日市の場合は、インゲン豆等を進めたり、ミニトマトを進めたりしてきており ます。先般、ああして大阪の業者が、広石でやっておりますミニトマトを初なりしたということ でいただいたんですけど、非常にこれはフルーツだなという感じがしたんですけど、こういった ものを全ての農家の方へ勧めるわけにもなかなか資本が要りますので、できませんが、やはり何 がというか、いろんなミニトマトをやっておられる方もいらっしゃいますし、何といいますか、 葉物野菜をやっておられる方がいらっしゃいますので、できれば、そういった方々がしっかり稼 いでいただければ、やはりそれに右倣えをしてやっていく方がいらっしゃいますので、町として、 それじゃこれ1本、ミニトマトだけ、インゲンだけ、レタスだけというようなことではなしに、 ああして以前、川上村の例をとられて言われたですけど、川上村の場合は、水田が少ないぐらい レタスをやっておられますので、レタスの産地としては先進生産地でございますけれど、町にお いて、それじゃどうなのかいったときに、どこまで行政が旗が振りきれるかということはなかな か厳しい部分があるので、やっぱり農家の御意見を聞きながら、私とすれば、米の裏作で何かと れればということで、以前、広島菜を進めてモデル的にやっていただいたんですけれど、どうし ても播種時期がずれ込むということで大きなものが生産できなかったわけですけれど、ああして 島根県が、何といいますか、つくり上げました「あすっこ」ですか、そういったような米の裏作 でできて短期間でできるようなものを、何かこう吉賀町独特なものができれば、市場でも価値が 出てくるんではなかろうかということで、私は私なりに考えているわけなんですけれど、担当部 局につきましては、またそれなりに申し上げたようなことをしながら、米のブランド化を進めな がら、それにかわるまた裏作になるようなものを検討しているわけでございますので、今、議員 がおっしゃいますように、それじゃこれを一本でというようなことは、今のところ考え方は持ち 合わせていないというのが現状でございます。

- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) ちょっと誤解があっては困るんですけど、私は、大量につくれという話ではなくて、今、町長が言われましたように少量多品目でも結構だと思うんです。それを今、販売の先として農家さんが持っていくのは、「やくろ」であり「エポック」であり、柿木の企業組合なりなんですけど、企業組合は別として、「やくろ」なり「エポック」なりが、きちっとした農家さんがつくっても、販売できるそういう組織として、きちっと支援するべきだと思って、こういう質問をしたわけでありますので、川上村の例も出ましたけど、そういう農業を私は目指すべきじゃ―――目指されもしませんけど、吉賀町としては目指すべきじゃないと感じていますので、そういう質問をしたわけであります。済みません。

それで、それはそれとして、余りこの有機農業有機農業というと嫌われるかもわかりませんけど、一応18年に国は有機農業の推進法を策定して、県も20年に――たしか20年でしたけど、推進法を基本計画を策定しております。県は25年には、1回改正をしていますし、ほかにも町・市で基本計画を策定をしております。

町長の施政方針に有機農業のことがちょっと出ていませんでしたので、これはもう有機農業という旗はおろすのかと思ったわけですけど、先般、まちづくり計画が配付されまして、きちっと明記されています。大変結構なことだと思いますし、少し1回目より2回目のその計画のほうが、より具体性があって充実したものができたなと思って喜んでいるところでありますけど、それはそれとして、昨年、有機農業推進協議会が、これは間違っていたら大変失礼なんですけど、1回も開催されていないというお話を聞きました。役員の任期も切れているはずであります。もしそれが本当なら、どういうことだったんだろうかということをお聞きしたいと思います。

〇議長(安永 友行君) 中谷町長。

○町長(中谷 勝君) 先ほどの件でございますけれど、別に議員が言われたような、私が誤解をしたわけでもないんですけれど、ああして道の駅等へ出すのに、つくったものをそのまま受け取って出せば、それはそれでいいんですけれど、売れるかどうかということもあるので、農家についても売れるものをつくるという、自分がつくったものをそれじゃ消費者に気に入ったら買ってくれというんでなしに、やはり求めるものをつくる必要があるということで、農業公社におきましても、栽培指導といったような形で、町の助成金を出しながら栽培指導をしてもらっておりますので、私どもとすれば、あそこに、言いますのは、やはりこういったものをつくってくれということを農家に要望しながら、できれば苗まで提供できるようなことをする必要があるんではないかということは言っとるわけでございますけれど、ああして小松菜をつくっている若い方もいらっしゃいますし、また新たにミニトマトに参入された方もいらっしゃいます。

そういったことで、これに絞ってということを考えているわけではございませんけれど、個別

には、担当課におきましても、私どもにつきましても、農業公社ですけれど、対処をしているわけでございます。

たまたまきょう見た全国農業新聞で、山下惣一さんという農民作家が書いておられましたけれ ど、フランス革命が起きたときに食料がないからということで、やはり食べ物をよこせというよ うなことで、ちょっと名前はわかりませんけれど、忘れましたけど、処刑された女王ですか、食 べ物がなけりゃパンを食べりゃええとか何とかいろいろ言ったとかありますけど、その方が最終 的にぜいたくをして、最終的にやはり自分でつくったものを自分で食べるのが、一番よかったと 言っているというようなことを書いておられて、ああ農業はもうからないけれど、最終的には、 自分がつくったものを自分が食べるのができることなのでと書いて、余り希望のないようなこと が、きょうたまたま見たんですけれど、やはりそういった影響力のある方は、もう少し農業に希 望があるようなことを書いてほしいなとけさ思ったわけでございますけれど。

やはり幾らか、かいた汗が報われるようなことでなけりゃいけませんので、やはりそうした売れるものをつくっていかなきゃならないといったことを指導していくべきであろうというふうに思っておりますし、また、有機農業のお話が今出たわけでございますけれど、これにつきましては、定住対策の一定の役割を果たしているということで、最近のU・Iターンの皆様は、やはり自給的農業を求めているということで、先ほどの話と似たようなことになるんですけれども、今後も環境に配慮した取り組みというのは進めていく必要があるというふうに思っておりますけれど、やはりどうしても有機農業を進めてきた旧柿木村と、慣行栽培で米栽培が中心であった旧六日市町との農業での何といいますか、壁といいますか、そういったものが、ああして少しずつは旧六日市の町のほうにも、そういったことをやられる方がいらっしゃいますけれど、これはまだまだ柿木ほど見えないという状況でございますので、これはまたこれで大変時間がかかることだろうと思いますけれど、また無理やりに押しつけることもできませんので、状況を見ながらやっていかなきゃならない。

議員御指摘のように、2年間開催していないということでございますので、行政主導でなしに、 やっぱり民間の方がしっかり動いて行政を引っ張っていけるぐらいの勢いがあれば、行政も2年 も放っておくということがないんだろうというふうに思っていますので、責任を転嫁するわけで はございませんけれど、やはりそういった盛り上がりといったものも欠けている部分があるんで はなかろうかと思いますので、今後は、そういったことに対して配慮してまいりたいと考えてお ります。

- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- **〇議員(10番 庭田 英明君)** 行政がその会議を開けというだけではなくて、民も積極的に開催したらどうかということでしたけど、それは、本当にそのとおりだと思っております。

そこで、これは質問になるかどうかわかりませんけど、有機農業というのは、柿木と――旧六 日市町と旧柿木村では、今までの農業の歴史がありますし、産業の歴史もいろいろあるわけです ので、そこの中でなかなかこう融合できないというのは、12年たっても変わらないところだろ うと思っております。

しかし、世界といいますか、日本は、今、豊洲市場が少しもめていますけど、安全と安心は違うわけでありまして、やはり人間が決めた基準をクリアしていれば安全だからいいんだという考えは当然なんですけど、それをクリアしても、なおかつ安心という担保は手に入れられないわけでありますので、そこで有機農業というのが少し時代おくれだと言われていた農業は、今、世界でも見直されているんだと思っております。

ロンドンのオリンピックで――またオリンピックの話が出るんですけど、グローバルギャップで認証された野菜や水産物、肉などを使うわけですけど、ロンドンでは、野菜・果物が330トンで、水産物が82トンだったそうです。日本では、今、このグローバルギャップや日本独自のJGAP(ジェイギャップ)を取得した人は、もう生産者の1%にすぎないと言われていますので、これを政府は、オリンピックまでに3%にふやそうということで、補助なども出す法律が制定されたわけですけど、東京オリンピックでは、選手村で期間中1,500万食の食事が要るわけですけど、今の状態ですと、ほとんどの食材が輸入に頼らなければならないということであります。

先ほどもブランドの話が出ましたけど、やはり一つのブランド化の材料として、こういう有機 農業というのも十分使える材料ですので、吉賀町と言ったら、美しい山があって源流の町であっ て、そして町長がいつも自慢されています――自慢じゃないけど、誇りに思われています政策と しての子育て支援など、そういうイメージが、吉賀町と聞いただけで浮くような、沸いてくるよ うなまちづくりをぜひしていくべきだと思っておりますので、町長が、次回はもう出馬しないと いう表明されましたけど、君子というのは豹変するわけでありますので、10月の17日までは、 どうなるかわかりませんので、ぜひこういうことも任期中に真剣に職員と検討をしていただきた いと思っております。

時間がなくなりますので、次に行きます。林業の政策についてであります。

木の駅プロジェクトが発足しまして、全町的に集材場所が目につくようになりました。それは それで一定の成果を上げているんだと思いますけど、94%ある山を本当に活用しようと思った ら、この事業だけではなかなか前に進まない。もう限界とは言いませんけど、それは先が見えて いると私は思っております。

そこで、きのうも江津市の例が出ましたけど、あれは日本製紙の話だったと思いますけど、ト ヨタが、しまね森林発電というのを立ち上げております。江津市は、そのエネルギー自給の市と しても、スローガンを掲げてやっているわけですけど、そこでそれを達成するためには、まずほとんどわからない境界の明確化なり、それに伴って作業道の新設なり――作業道の新設というのは、新たな組織をつくらなくても、今、大変土木事業が減少しております。

そういう事業者に参入してもらいながら、新たに作業道、道路網を整備していくという手もあるわけですので、ぜひこの境界の明確化作業を加速させて、森林経営計画なりをきちっと策定しながら、林業の振興を図るべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

〇議長(安永 友行君) 中谷町長。

〇町長(中谷 勝君) 庭田議員の2問目の林業政策についてということでございます。

ああして木の駅プロジェクトが開催されておりますけれど、徐々に出荷量もふえているという 状況ではございますけど、頭打ちといったような状況でございます。あの木材の活用策を含めま すと、新たな事業展開に移行しなければならないというように考えております。

先ほど出ましたオリンピックの選手村の食料について、いわゆる輸入に頼らざるを得ないような状況だと言われましたけれど、いろいろ設計等で問題があった主会場の、今度は木材でやるということでございますけれど、この木材につきましても、やはり国際認証ですか、そういったものがなければというようなことで、ほとんど国内の木材が使用できるかどうかといったようなことも懸念されているということで、食料だけでなしに、ああした林業においてもそういったことが懸念されているところでございます。

議員がおっしゃいましたように、山をということで御質問でございますけど、境界につきましては、私どもとすれば、やはり山を活用するためには、所有者がばらばらでございますので、できれば集約して使えるようにするためにも、境界の明確化というのは必要であるということで、これの加速化につきましては、地籍調査事業のほかにも、山村境界基本調査事業という国の直轄事業がございますし、平成24年に田野原地区を実施、280へクですけど、やっております。

その後も毎年要望しておりますけれど、採択が難しいという、国の予算の関係でございますけれど、平成29年度にやっと要望が採択された、田野原地区で実施したのが225ヘクタールを やる予定でございます。

しかしながら、平成30年から採択条件がさらに厳しくなるということで、申請をやめるという稟議が上がってきたんですけれど、だめでもともとなんだから、申請だけはしなさいということでやらせておりますけれど、そういった地籍調査の状況等を見ますと、なかなか厳しいといったことがございます。

そうした中で、やはり境界を個人が設定すれば、ある程度境界杭とか、今後使えるのでお互いが了解して、ある程度の書き物を残していただければということで、私とすればここでそういったことをしたいということで、担当課のほうへ申し上げて、杭代等は出しているようでございま

すけれど、できれば日当まで出して、境界を今度の境界立会をしなくても済むようなことを、境界を両者がやればいいんではなかろうかと思うので、私とすれば、そこまでやってほしかったんですけれど、とりあえず杭の提供ということでございますので、今後はやはりわずかながらの日当でも出しながらでも、境界をきちんとさせていく必要があるというふうに思っております。

やはり山の活用ということでございますので、きのうもちょっとお話をしたんですけど、これが、安来のふるさと創生事業で、奥田原地区観音地蔵管理組合ということで、観音様をつくられたということで、1991年(平成3年)8月建立、ふるさと創生事業で、婿来い地蔵・嫁来い観音ということで、これは500円だそうでございます。原価が350円というので、皆さん、ただでいただいたんですけど、やっぱりただでもらっちゃということで、皆、500円を払ったわけですけれど、こういった端材でもやっぱり活用するという気持ちがなければ、私はだめだと思うんですよね。

山を持っている方が山に行け行けと言っても、いわゆる木の駅プロジェクトで、自分の山の木材を出してきて、それが金になると。なかなか頭打ちになっているということは、それなりの理由がある。それだけの労力に報いる単価なのか、せっかく持って行ったものが、チップとなって焼却してというような心情的なものなのかわかりませんけれど、そういったわずかな端材でも活用するといったようなことにつなげながら、やはり作業道、路網――作業路網の延長といいますか、ふやしながら、山に入る動機づけといったようなものも、しっかりしていく必要があるんではなかろうかというように思っております。

先般、見たのには、子どもを山に連れていって、ヒノキの皮をはがしながらということで、吉賀町におきましても、七日市小学校を建てるときに町有林を伐採し、その後やはり植林等を、子どもさんたちを連れて上がったり、学習の場に利用しておりますけれど、こういった機会をふやしながら、やはり小さいときから山に親しむような環境をつくっていく必要があるんじゃなかろうかというように考えているところでございます。

〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。

○議員(10番 庭田 英明君) きのうも江津市の取り組みが、事例が少し発表されましたけど、あそこは、今、セルロースナノファイバーと、それと、しまね森林発電ですね。それと風の国という施設があるわけですけど、そこにチップを使用していますし、これはまた今のブランド化のことにもつながるんですけど、まる姫ポークという日本海の潮風が当たって、その中でおがくずを敷物にして健康な豚を、まんまるとしたお姫様の豚を育てるという、非常にイメージとしてほんわかとした優しいイメージを売り出して、ブランド化しているわけであります。

そこで、私が本当に聞きたかったのは、町長にこういう、ここはだからこの事業によって、地元の還元が8億円ぐらいあるそうであります。もろもろの山の従事とか、発電の従事とか、チッ

プの従事とかを言わせると、きのう発表がありましたように、150名ぐらいの方がこの事業に 従事されているわけであります。

そこで、ぜひ町単独でできないのが無理ということであれば、やはりこの高津川流域でこういう事業を起こすその道筋を、ぜひ町長、在任中につけていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

〇議長(安永 友行君) 中谷町長。

○町長(中谷 勝君) 木を使っての事業、先ほど、江津の話がまた出ましたけれど、やはり企業がそれだけの山の素材を活用してということでございますけれど、発電所におきましては、こちらのほうからも木材の供給しておりますけれども、足りない、そういう状況の中で、どの程度の──今のナノファイバーについては、どの木材の中のどのような抽出をするのかというのも私どもわかりませんけれど、これにかわるまた事業があれば検討をしていく必要がある、森林を生かす事業についてはやる必要があるんではなかろうかというように思っておりますけれど、私が思いますのは、やはり山の木をこちらで、岡山県の西粟倉村がやっておりますような、やはり机なり椅子なり、おもちゃなり、そういった家具なりそういったものを、いわゆる地域内で生産して、後は外へ販売で持っていくというのが一番いいんじゃなかろうかと思いますけれど、ああして、森林組合、吉賀町の林業担当職員と京都のほうへ視察に行かせておりますけれど、こうした所有の小さいところですと、そこの道をつけるにしても、やっぱり所有の小さい面積を持っている方が少ない方も協力をいただかなきゃならない。

そうしたときには、やはり供託していただいて、その山を使うということをしなければ、山の活用はできない。まずはそれからが出発ではなかろうかというように思っておりますので、まずそれをやるためには、いわゆる作業道をつける。そういった供託をしていただきながら作業道をつけていく。そうしたところで、いわゆる路線の入っている山の活用といったものができるんであろうというように思っております。

ただ、今言うように、流域で、益田市、津和野町、一緒になってということでございますけれど、なかなかこの流域で一つの事業――広域は事務組合ということでございますので、事業をやるようなことになっておりませんのでなかなか難しい。その中でも、当時から発電をやったらどうかというお話もあるわけですけれど、なかなか3市町での足並みというのは、そろわない部分がございます。

そうしたことで、流域でというのは、なかなか私は困難なことであろうというように思っております。やはり一番大きな益田市がリーダーシップをとってやられればですけれど、上流から――本来ならば上流に感謝し、下流は。上流は下流に気を遣って生活する必要があるというふうに思います。

そういった中で、やはり山の整備といったことは、下流部であっても、益田市においては、匹見の主流——匹見川等の山を抱えておりますので、それなりに事情があります。私どもとすれば、できれば以前、調べさせたんですけれど、益田市のように、町で作業班を抱えながら作業道をつくっていくというような、路網をつくっていく体制まで持っていければ、最高であろうというように思っておりました。

これが、今後どうなるかわかりませんけれど、そういったことをしていかないと、山の維持はできないというように、どなたがまたやられてもそのような状況は変わらないので、そういった 方向に向かうんではなかろうかというようには思っているところでございます。

〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。

○議員(10番 庭田 英明君) ちなみに参考までに申し上げますと、島根江津市の発電所を 1日にチップ300トン──10トントラックで30台を使っています。これは、チップをつく る山に従事する人だけではなくて、運ぶ人、当然車を動かすわけですから、車も売れる、その燃料も要る、ガソリンスタンドも潤うという相乗的な効果が上がるわけですので、ぜひこの94% の山を生かすという施策は、少し大胆にダイナミックに進める必要があると思っております。

切った木は、切って、使って、植えて、育てる、この循環をすれば、この町は永遠に生きていけるわけですので、ぜひその辺のところは、職員の方も十分考えられて、施策を打ち出していただきたいと思います。

次に移ります。教育行政についてであります。

これは、教育行政といいましても、少し教育長が余り気に入らない質問かもわかりませんけど、 一応確認のために質問をさせていただきたいと思います。

以前、学校給食の食材に、栽培履歴が必要なんじゃないかという質問をしましたけど、教育長は、その栽培農家の良識を信じているので、そういう書き物は必要ないというお答えでしたけど、今でもその考えに変わりはないかということと、3月の議会で、3月28日に教育総合会議を開くということでしたけど、年度内に大綱を定めるという発言がありましたので、大綱を定められたかどうかというその2点をお聞きしておきたいと思います。

〇議長(安永 友行君) 青木教育長。

○教育長(青木 一富君) それでは、御質問にお答えいたします。

昨年9月の一般質問で、庭田議員から学校給食に使う米について、安全性を証明するために栽培履歴を求めるべきではないかという趣旨の御質問をいただきました。私は、そのとき、農家が農薬を使っていないと言う以上、その言葉を信じますという答弁をしております。再度申し上げます。今もその考えは変わっておりません。

理由を申し上げますと、町内農家の人たちが、子どもたちに食べさせる米に、疑いのあるもの

を提供するはずがないと信じております。消費者である我々学校給食側は、栽培履歴を求めてはおりません。何を求めているかといいますと、これは、安全な食べものであるという農家が―― 生産者が自信を持って提供してくれる、そのことを求めております。

それともう一つ、学校給食は、ただ食べるだけではなく、前回申し上げましたように、教育の一環です。栽培する人、調理する人、そうした給食に関係する多くの人、そして自然の恵みに感謝の気持ちを持ってありがたくいただく。そのものが食育という教育であろうと考えております。 栽培履歴を求めることよりも、もっと大切なこと。それは、つくってくれる人と食べる子どもたちとの信頼感を築くことではないかという思いから、私どもは、栽培履歴というものは、あえて提出を求めておりません。

それと二つ目の教育大綱についてのお尋ねです。これは、本来、町長部局が管轄しておりますけど、実際は、私ども教育委員会のほうで事業を執り行いますので、僭越ではございますが、私のほうからお答えをさせていただきます。

本年3月28日に、町長部局と教育委員会部局で総合教育会議を開催しまして、吉賀町の教育 大綱を策定いたしました。同時に町のホームページのほうにも掲載をさせていただいております。 ふるさとでの学びや体験をもとにした、あすの吉賀町を支える人材の育成を基本理念としまして、 6つの基本方針を定めました。

大綱というものは、辞書的に言うならば、大もと、もしくは根幹ということです。大綱という 根幹を示しまして、後は我々教育部門のほうに裁量を担保する。教育部門の創意工夫や独自性を 尊重しようというのが、この教育大綱の考え方の基盤となっております。吉賀町では、教育部門 の創意工夫や独自性を吉賀町教育振興計画に委ねるということでありまして、町長部局と今後も 連携して教育施策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 済みません。何分までですか。
- 〇議長(安永 友行君) 22分までです。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 大綱は定めたということですので、それで結構だと思います。 ただ、教育基本法は、平成18年に制定されています。法律によって、第1条の3、第3項に、 「大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない」という文言がございます。

今、ホームページに記載されているということですけど、やはりホームページは、見る方もおりますし、見ない方もおられますので、それはそれとして、きちっと公表をするべきだと考えます。

栽培履歴の提出は求めないということでしたけど、私は、あえてこの質問で、先般のネギの異 臭問題を最初に、冒頭に言わなかったのは、いろいろな思いがあって最初に言わなかったわけで すけど、栽培履歴を求めないということでしたら、公表されている中で、原因がわからないとい うことでありました。

これは、きちっとしておかないと個人の名誉にもかかわることでありますので、私は、本当に子どものことを思って、子どもさんが大事ということであれば、ぜひ使う、せめて町内で調達する食材は、栽培履歴を求めるべきだと思います。

- 〇議長(安永 友行君) 青木教育長。
- ○教育長(青木 一富君) 今の議員のお話をお伺いしますと、栽培履歴の提出が、イコール安全性の証明ということに、おっしゃるように受け取ることができますが、それは少々違うのではないかと私は思っております。そうじゃないんでしょうか。(発言する者あり)
- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 栽培履歴というのは、この作物がどういう経過でできたかということであります。何かあったときに、その原因を究明するための材料でもあるわけです。ですから、これは個人の生産者の名誉を守るためにも必要でありますし、そもそも法治国家で、これは法律で定められているものではありませんけど、それは農家の良識を信じるというのは、大変美しいことでありますけど、こういう事件が起きたときに、それじゃどうして究明するのかという材料はどこもないわけでありますので、それをぜひするべきじゃないかという考えを申し述べているわけであります。
- ○議長(安永 友行君) ちょっと調整して。町長に。(「はい」と呼ぶ者あり)中谷町長。

ただ、そういった事故等――事件ではない、事故というのは、生産者だけではなしに、やっぱり調理するときにもまた起こり得ることがありますので、ただ生産者を疑うことだけでなしに、いろいろ事故があった場合にいろんな場面が想定できます。そのときでも、やはり生産者が自分たちのほうには原因がなかったということを証明するためにも、そういったものを出そうじゃないかと、年に2回は、抜き打ちでの調査はしようじゃないかというようなことを、今の地産地消事業をさせていただいている□□□□□はうで申し合わせをしたところでございますので、理想は理想として、私は、教育に理想がなかったらできませんので、それはよろしいんじゃなかろうかというふうに考えております。

- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。

以上で終わります。

〇議長(安永 友行君) 以上で、8番目の通告者、10番、庭田議員の質問が終わりました。

.....

〇議長(安永 友行君) ここで休憩をいたします。

午前10時23分休憩

.....

午前10時36分再開

- ○議長(安永 友行君) それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。 9番目の通告者、1番、桑原議員の発言を許します。1番、桑原議員。
- ○議員(1番 桑原 三平君) 私は、2点ほど、通告しております。

まず、1点目の高津川の環境保全対策はということについて、質問します。

ことしの高津川は、例年なく泥と藻類に覆われ、川底の石が確認できないほど様相を呈しております。私ながら漁協の役員をしている関係から、稚アユの放流に関しまして、町と津和野町の境から、この庁舎の前にある鹿足河内川のところまで放流に立ち会ってきております。

その間、川の状況は、近年にない様相をしていることに驚きました。なぜこのような状況になったのか、私なりに分析しておりましたら、まず第一に、これは気候の問題があります。

この吉賀地方に、川の石が、大きな石が起き上がって、流れるほどの流量がある出水が、ここ何年も本流においてないことです。それから昨日も町長が述べられておりましたが、森林の荒廃による泥や砂礫の流出による堆積、また水質の問題等複数の要因が重なってできたものと考えられます。

その上、流量が少ないので、河川敷には、ヨシやヤナギはもとより、ナラ、クヌギ、クリといった高木になる樹種まで生育しているような状況です。このことは、豪雨が続き、増水時には水位を増大することは間違いないことが予想されております。

この高津川、水源が特定できる珍しい川でございますが、この高津川、全長約81キロメートルの源流の町の首長として現状は把握されていると思いますが、国・県への働きかけはもとより、流域市町の協働もさることながら、吉賀町として独自の行動を対策をとる必要があると思いますが、町長の考えを聞きます。

〇議長(安永 友行君) 中谷町長。

〇町長(中谷 勝君) 桑原議員の高津川の環境保全対策はということでございますけれど、ことしは、春先から雨の量が非常に少なく、川の汚れを流す大水もない状況で、川に泥が堆積している状況でございます。

また、藻類につきましても、年々繁殖範囲を広げているということが目につくわけでございますけれど、詳細な調査をしたわけではございませんので、推測の域は出ませんけれど、気候変動や富栄養化の影響があるのではないかと考えているところでございますけれど、議員がおっしゃいますように、この自然に頼らざるを得ない。雨が降らないということは、なかなか私どもでどうにもならないことなので、これはどこへ言って行っても、どうにもならないことでございますので、対策の取りようがないということでございます。

錦川のほうを見ますと、非常にまだ水がきれいでございます。岩国に出る川沿い、水がきれいで、考えますと、やはり木谷とか宇佐のほうの大きな谷が控えているということで、吉賀町につきましては、議員がおっしゃいますように、水源が特定できる一本杉、これの主流等からの水を集めて81.何キロですか、日本海まで流入しているわけでございますけれど、そういったやはり地形的な部分も非常に大きな部分がある、また山に入らない、保水力のある木がないということが、原因だろうというように思っております。

そういったことで、川を汚さないようにということで、水質浄化の取り組みにつきましては、 合併以前から、両町村におきまして民家が集中している地域におきましては、公共下水道や農業 集落排水事業、こういったものを進めてきたわけでございます。

そういったことで、事業が進んだことで川もきれいになったというような評価もあったわけで ございますけれど、やはりそうした合併浄化槽の導入等を行っておりますけれど、生活排水、そ ういったものも流さなくなったということで、川の水がきれいになったということは聞いていたんですけれど、合併後、平成28年度から、いわゆる合併浄化槽に対する助成金、設置の助成金、また七日市、公共下水道が28年度に供用開始したというようなことで、比較的水質浄化には役立っているというように思っておりますけれど、住民の皆様方も、婦人会を通して合成洗剤を石けんに切りかえたり、EM菌を使ってというようなことで、婦人会あたりが、EM菌の泥団子を投入しながら河川浄化に取り組んでおります。

このEM菌がどこまで効果があるかどうかというのは、いろいろこれを投入したことによって、出雲のほうから抗議のお手紙をいただいたりしたこともあるわけで、考え方によっては、いろいろ薬が生えないでアユが生息しないとか、いろんな苦情も聞くのは聞いたんですけれど、いいということはやってみる必要があるということで、EM菌の投入、またお聞きしますと、学校のプールにも投入しておりまして、後の掃除が非常に楽になったというような声も聞いておりますので、効果があるんではなかろうかというように考えておりますけれど、ああしたことで、5年、5回ですか、3年連続で水質日本一という国交省の調査によって成果が出ているわけなんで、私どもとすれば、少しはよくなったのかなと思いますけれども、議員がおっしゃいましたように、川をのぞいてみますと、非常に薬が繁殖しておりまして、これで水質日本一ということになるのかなというような懸念がしますけれど、下流に行けば、1メーター流れれば水がきれいになると言いますので、下流に行くほどきれいになってくるんだろうとは思いますけれど、この町内で調査をした場合は、果たして清流日本一と言えるかどうかという部分は感じているところでございます。

島根県、高津川漁協――その他の関係団体で構成しております高津川漁業振興協議会におきましての協議で、事業実施を進めているアユの漁獲量の減少などにも対処しておりますけれど、やはり水が少ないということが非常に懸念されます。

そうした意味で、水が少ないのを関係機関にどうしろと言われてもやれませんので、やはり山に皆様が行っていただけるような山に関する事業、そういったものを導入しながらやっていかなきゃならない。これは、今までどうしても針葉樹の植林でございましたが、私が思いますのは、広葉樹の植林につきましても、補助、助成制度があるような事業を、以前、県のほうには言ってみたことがあるわけでございますけれど、全く関心を示していただけなかったわけですけれど、やはりああして広葉樹林をもう少しふやす必要があるんじゃなかろうかというように思います。

そうした意味で、町がどのように取り組むかと言われましても、今の気候についてはどうにもなりませんので、その他の環境整備をしながら水質の浄化、水量の増加を対処していくしかないんではなかろうかというふうに考えております。

〇議長(安永 友行君) 1番、桑原議員。

○議員(1番 桑原 三平君) その一つの要因の水質汚染といいますか、そうした川の水質をよくするのが対策というふうでありますが、この高津川における上流として、合併浄化槽もあり、公共下水、集落排水もあります。

こうした形で、このまちづくり計画でも、このように環境に優しい、人に優しい生活環境づくりということでこう数値を述べておられますが、実際この表でも把握していますと、実質まだ本当に50%以上、実際に加入しているかどうかちゅうのは、なかなかわからない点がちょっと見られております。これは、今の処理人口、接続人口等ありまして、以前そうした加入率という話をありましたんですが、今のところ、今は普及率という形になっております。

実際、それですから接続した人口で割ると――このまちづくりにある状況では、27年度の実際接続した人口で割りますと、50%をちょっと切れるわけなんです。

それから、29年度、この間ちょっと資料をいただきまして計算した場合――計算してもらったんですが、普及率が53.1%です。ということは、まだまだそうした合併浄化槽なり公共下水、農業集落排水に接続していくことの努力目標といいますか、数値をもっと上げられるんではないかとは、私は考えているわけでございます。

この水質浄化もですが、後は、河川木――河川の中にある不要木の除去は、当対策は町でも独自の対策として、ただヨシを刈るんではなくて、ヨシはある程度河川浄化に対応を、浄化することの作用もヨシは持っていると言われているわけですね。ただヤナギとか従来あるような植物以外に、河川敷の中にクリとかナラとかクヌギがもうかなりの高木になっている、高さになっている場所もあります。

これは、本来ならそれは高津川ですから、国が管理――県の管理ですが、こうしたことは、地 元吉賀町としても河川浄化の際にできる、不要木除去はできる対策ではないかと思いますが、そ の点、いかがですか。

〇議長(安永 友行君) 中谷町長。

○町長(中谷 勝君) 議員おっしゃいましたように、この4月1日現在の普及率は、53.1%ということで上がっておりますけれど、これにつきましては、全町でもございますので、ああして下水が計画区域にない部分については、当然入りようがないんで、そういったものを除いてやれば、もう少し普及率とすれば上がるんではなかろうかと思いますけれど、ああして初見のほうと柿木の中心部、農業集落排水でこの事業を設置する条件として、100%加入というのが前提であったわけでございますので、そういったところが100%加入していただくのも頑張っていかなきゃなりませんし、昨年、七日市地区が供用開始したわけでございますので、そういった未加入の方々への加入を普及しながら、やはり生活排水を河川のほうへ流し出さないようにやる必要があるんではなかろうかというように考えてはおりますので、そういったことを住

民の皆様方に加入促進を努力していこうかというように思っております。

また、河川内にあります立木についてでございますけれど、これは以前からこの議会でもいろいろ言われていますけれども、県管理でございますので県のほうに要望してきております。やはり経費がということで、予算が少ないということでなかなかやっていただけないのが現実でございます。それなら町でやれという御指摘でございますけれど、ああして土手の草刈りとか、いろいろな町も経費を見ながらやっておりますので、どの程度の経費を見ればやっていただけるのかわかりませんけれど、今後はやはり水がないないと言いながらも、出るときは大水が出て、これがいわゆる災害の要因になってもいけませんので、そういったことにつきましては、また県と協議しながら、県が本当にやっていただけないんであれば、町でも対処することも考えていかなきゃならないのかなというように思っているところでございます。

〇議長(安永 友行君) 1番、桑原議員。

○議員(1番 桑原 三平君) このまちづくり計画の中でも、この自然環境に関する記述は、かなりの部分を占めております。まずこの吉賀町の第1節、吉賀町の将来像の「自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち」、将来像の基盤となるもの──将来像の基盤となるのは自然と人と産業です。

1つ目の自然とは、全国有数な水質を誇る清流高津川と、その清流のその流域の美しい森林です。この清らかな川と水を育む森林を本町の財産として、将来にわたって誇りを持って守り続けることが大切です。

第2節の健康で安心して安全に暮らせる「まち」、「本町はこれからも清流高津川とそれを育む豊かな森林とともに歩んでいきます。この水と緑のすぐれた自然環境の中で、人と自然が共生する快適な生活環境のさらなる形成を進めます」というふうな記述もあります。

また、この第1章、快適で安全に暮らせるまちづくりの第1節、自然環境の保全と活用、その中にも基本方針、「高津川流域の自然に恵まれた環境の保全と多様な生態系を守るため、住民・行政・各団体がそれぞれの責務と役割分担のもとに連携し、環境負荷を軽減する施策の展開に取り組みます。また、遊休農地や荒廃した山林の保全の取り組みによって、循環型、持続型、社会の形成を推進します」。

まちづくりの指標、自然環境の保全体制の充実、「恵まれた自然環境を保全するための主要施策を次のとおりとします。河川環境の保全に努めます。森林状態の把握に努めます。森林の保全、維持管理を推進します。里山の保全、維持管理を推進します」というふうな事業を体制を充実するというふうに述べております。

このような第1章に、冒頭に持ってきているこの高津川と森林の環境を保全することは、やは り多少持ち出しの財源、あるいは何らかの有効な財源を見つけて推進していくことが肝要だと私 は思っております。そして、この次世代につなぐ環境教育ということに対しても、学校、生徒、 児童に対する啓発も必要だと考えております。このことについて、町長のほうの考えを聞きます。

- 〇議長(安永 友行君) 中谷町長。
- **〇町長(中谷 勝君)** まちづくり計画を御説明いただきまして、ありがとうございます。私どももこれを理想としてやっているわけでございますので、この理想の実現のために各部署は頑張っているわけでございます。

そういった中、やはりこれを実現するためには、行政だけでなしにいろんな方々の役割もございますので、そういった役割を分担いただきながらやっていかなきゃならない。やはり先ほども山のお話が出ましたけれど、子どものころからやっぱりそういった環境についても学習する必要があるので、教育の現場では、環境学習を行っておりますし、自然に親しみながらそういったことを教育現場は行っております。

そういったことで、多少、身銭を切っているということでございますけれど、そういったことに必要な部分は、やはりそういったところに予算を配当しないというわけではございませんので、環境学習、また地域の方が環境整備、そういったことには、いろんな助成制度を設けておりますので、そういったものを活用していただきながら、また地域の自治振興交付金、補助金を活用しながら、そういった地域の環境、そういったものが積み重なって町全体の環境もよくなっていくというように思っておりますので、一部分でなしに、町全体でそういったものを対処していく必要があるというふうに思っておりますので、議員がおっしゃいますことはやるつもりはございますので、その点、よろしく御理解いただきたいと思います。

- 〇議長(安永 友行君) 1番、桑原議員。
- ○議員(1番 桑原 三平君) 2点目に移ります。2点目の過疎地域等自立活性化推進交付金事業についてということですが、5月29日、総務省が発表した過疎化が進む24都道府県の47市町村、計49事業に対し、自立活性化推進交付金、計6億700万円を配るとの報道がありました。
 - 2017年度の1回目で、地域の産業振興などを支援するもので、全国から70件の応募があり、その中から49事業が選ばれたものです。島根県では、邑南町と雲南市の2事業が選ばれています。

この交付金は、総合戦略事業等に有効な交付金だと思いますが、町はどのような対応をしているか、町長の考えをお聞きします。

- 〇議長(安永 友行君) 中谷町長。
- **〇町長(中谷 勝君)** それでは、桑原議員、2問目の過疎地域自立活性化推進交付金事業について、吉賀町はどのように取り扱っているかということでございますけれど、この事業につきま

しては、過疎地域における喫緊の課題に対処するための経費を交付するということで、過疎地域の自立活性化を推進する総務省所管の事業となっております。

この事業の対象でございますのは、1つにつきましては、過疎地域等の集落のネットワーク圏 形成支援事業ということでございます。また、2つにつきましては、過疎地域等自立活性化推進 事業、3つ目が、過疎地域集落再編整備事業、4つ目が過疎地域遊休施設再整備事業、この4つ に区切られておりますので、これに該当しないものは、対象とならないということでございます。

これにつきましては、やはり全国的に先駆的な事業を先駆けてやっておられます地域での申請を求めていることでございまして、これらの4項目につきまして、やはり町の職員が汗をかいてやればできるというものでなしに、やはり住民の皆様方による力、そういったもの、またいろんな要素的に地形的になかなか難しかったりというのもございますので、吉賀町としては、この事業に該当するものがないんじゃないかというような判断のもとで、申請は見送ったというところでございます。

今後、いろんな事業が出ますので、吉賀町で事業を採択していただいてやれるというようなものがあれば、今後、申請をしていくわけでございますけれど、今回の部分については、吉賀町で対処をするのは、ちょっと力不足かなという部分がありましたので、申請はいたしておりません。以上でございます。

- 〇議長(安永 友行君) 1番、桑原議員。
- ○議員(1番 桑原 三平君) この交付金には、もう何年も前からの、たしか平成22年ぐらいからある交付金だというふうに思いますが、ですから27年、28年とか総合戦略のときから、もう27年度は確実にあるわけですし、28年度も確実にあったわけですが、こうしてこの交付金に対しては申し込みをしていないということですが、このなかなか採択が難しいか、事業がそれにそぐわなかったかということだろうと思いますが、できれば事業にあるように、この遊休の施設とかいうのもあるわけですが、もっとこれをこういう事業に対して、過疎地域の必要な金は、先ほど申した1番目の、要するにこうした高津川の整備でも事業によっては使えるのではないでしょうか。
- 〇議長(安永 友行君) 中谷町長。
- **〇町長(中谷 勝君)** 議員おっしゃいますように、前からある事業であれば、それに対処して ということでございますけれど、先ほど申し上げましたように、やはり住民の皆さん方が主体と なってやられる部分でございますので、行政がやりたくてもなかなかその条件が整っていなけれ ばなかなか難しいということでございます。

そういったことで、これから先、またいろんな事業をやっておられる方が出てきておりますので、そういった中で対処できるものがあれば申請していくというように思っておりますが、これ

までは、先ほど申し上げましたように、なかなか採択の、あればだめでも出していく必要があると思うんですけれど、やはりその土壌がないものに申請しても、予算がもしつくことはないと思いますけど、作文がよっぽどうまければでしょうけれど、そういったときにまた返還ということにもなりませんし、ああして町内の状況を見ながらやったわけでございますので、議員の皆様が、これは自分の地域でなり集落でやれるというものがあれば、申し出ていただければ当然一緒になって推進に対しての事業を進めるということは、やぶさかでございませんので、現時点では見送ったということでございます。

O議長(安永 友行君) 1番、桑原議員。

○議員(1番 桑原 三平君) この交付金の対象事業は、要するに事業体があっての、それで行政──町はそれに応援するということだと理解しますが、この資料を読みますと、事業の内容には、過疎地域には、例えばこの過疎地域遊休施設再整備事業、過疎市町村等を対象に過疎地域である遊休施設を再活用して、地域間交流及び地域振興を図る取り組みを支援というふうになっております。

事業の内容は、過疎地域には、廃校舎や使用されていない家屋等が数多く存在している。こう した遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、 資料展示施設、教育文化施設、地域芸能文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。 事業主体は、過疎地域市町村というふうになっています。

あくまでも、これは全額ではなくて事業費の3分の1とかあるわけですが、こういうふうなこともありますので、もっと気をつけてこういう事業についても取り組んでいって、少しでも自主 財源の足しに、財源の足しにすることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(安永 友行君) 中谷町長。

○町長(中谷 勝君) やりたい事業というのがあって、これをやりたいんだということで、町が主体になって町が関係するもの、また住民の方々と一緒になってやるものがあるわけでございますけれど、そうした今のこういった喫緊の課題の中で、この建物をこうして使おうというようなことはないわけでございまして、今言うように、古いものをどうして処分といいますか、対処していくかというのが、施設についてはそうでございますし、定住促進団地を整備する場合もありますけど、それじゃどこに定住団地としてどれだけの住宅をということ、今その住宅については、ああして担当課でストック計画のもとに基づいてやっていますので、そういったものにこれが適用できるかというと、そうではないわけでございますし、交付金でやるよりは、補助金をいただいて起債を使ったほうが有利であるということもございますので、議員が言われるように、やれる事業があるのにやらないというんではございませんので、当面とりあえず今の状況では、これを採択いただいて対処する事業がなかったので、見送ったということでございますので、そ

の点は御理解をいただきたいというふうに思っております。

- O議長(安永 友行君) 1番、桑原議員。
- 〇議員(1番 桑原 三平君) 以上で、私の質問を終わります。
- ○議長(安永 友行君) 以上で、9番目の通告者、1番、桑原議員の質問が終わりました。 以上で、今定例会の一般質問は全て終了しました。

○議長(安永 友行君) 以上で、本日の日程は全て終了したということですので、本日はこれで 散会とします。御苦労でございました。

午前11時12分散会